令和６年度 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業募集要領

本要領は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき補助金交付先を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

１　補助金交付の対象

　　交付要綱第２条第１項の定めによります。

２　補助対象額の算定方法

交付要綱第２条第２項の定めによります。

３　応募の方法等

(1) 応募期限

令和６年１２月２５日（水）まで

　(2) 提出書類

　　　以下の①～④の書類について、各１部を提出してください。なお、応募内容については後日照会する場合がありますので、提出書類は写しを取った上で提出してください。

①　事前協議書

②　事業計画書　※取組事業により該当する方

ア　社会福祉連携推進法人設立支援事業（事前協議書別紙１－１）

　イ　小規模法人ネットワーク化事業（事前協議書別紙１－２）

③　所要額調　　※取組事業により該当する方

ア　社会福祉連携推進法人設立支援事業（事前協議書別紙２－１）

　イ　小規模法人ネットワーク化事業（事前協議書別紙２－２）

④　前事業年度の事業報告書及び決算書の写し

※　応募書類の様式は福島県のホームページからダウンロードができます。

(3) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒９６０－８６７０

福島市杉妻町２番１６号

福島県保健福祉部社会福祉課（福祉監査担当）

TEL：（０２４）５２１－７３２４　　 FAX：（０２４）５２１－７９１７

E-Mail：[fukushikansa@pref.fukushima.lg.jp](mailto:fukushikansa@pref.fukushima.lg.jp)

４ 補助金交付先の決定

(1) 募集締め切り後、書類審査を行います。

(2) 書類審査後、補助金交付の対象事業として採択する場合は別途通知を行います。通知後、交付要綱第３条に基づき「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付申請書（様式第１号）」等を提出していただくことになります。

　(3) 交付決定は、国からの令和６年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内示後に行います。

５ 事業実施上の留意事項

(1) 記録の整備

職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してください。

(2) 会計の区分

補助金交付先の法人にて実施している本事業以外の事業と会計を区分して処理してください。